

東京都人事委員会規則の一部改正について

標記の件について、下記の東京都人事委員会規則を別添のとおり改正し、施行する。

記

- 1 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
- 2 東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

	<p>に資するよう事業を展開していく必要がある。</p> <p>このため、都政に精通し、かつ、広域自治体として都が有する行政的知見やノウハウが求められることから、当法人に人的援助を行う必要がある。</p>
都出資比率	—
(2) 地方公共団体情報システム機構	
申請者	東京都知事
条例による区分	<p>条例第二条第二項第二号</p> <p>地方行政に資する事業を広域的に行っている団体</p>
団体概要	<p>【設立経緯】</p> <p>住民基本台帳法、マイナンバー等に関する事務や地方公共団体の情報システムに関する事務の支援を行い、地方公共団体の行政事務の合理化及び住民の福祉の増進に寄与することを目的として設立された法人である。</p> <p>平成 26 年 4 月 1 日、地方公共団体情報システム機構法に基づき地方共同法人として設立されたが、令和 3 年 5 月 12 日に成立したデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（デジタル社会形成整備法）及び関係法律の改正により、同年 9 月 1 日から、国と地方公共団体が共同で管理する法人となった。</p> <p>【都事業との関連性】</p> <p>当該団体では、マイナンバーカード関連システム、住民基本台帳ネットワークシステム、総合行政ネットワーク（LGWAN）等の各種システムの開発・運営のほか、情報セキュリティ対策、各自治体の DX 人材育成の支援にも取り組んでいる。</p> <p>東京都では、LGWAN を活用して、各局・各地方公共団体間での個人情報照会の事務フローの簡素化や住民サービスに必要な複数データ参照のワンストップ化など、行政事務の効率化・迅速化を実現している。さらに、マイナンバー制度における情報連携においては、住民基本台帳ネットワークシステム等を利用しており、当該団体が運営するシステムによって個人情報の安全な連携や複数システム間での安全なデータ交換を可能にするなど、都のデジタル施策の根幹を支える重要なインフラとして行政運営に不可欠な役割を果たしている。</p> <p>【職員派遣の必要性】</p> <p>地方行政運営の効率化等の観点から、国と地方公共団体とが協力し、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化（以下「システム標準化」という。）が進められている。</p> <p>当該団体では、LGWAN や自治体中間サーバーなど当該団体が管理するシステムの運用改善、セキュリティ対策の強化のほか、各地方公共団体のシステム標準化の支援といった取組を担っている。システム標準化が各自治体の行政運営にとって実効性のあるものとするためには、自治体ごとに異なる業務プロセスや多様な自治体ニーズを踏まえた柔軟な設計を行い、現場の知見を反映したシステムの改善</p>

		<p>を行う必要がある。</p> <p>東京都は全国最大規模の自治体で利用者数やシステム規模が他自治体と比べて圧倒的に大きく、運用上の課題やニーズも複雑であり、こうした知見を活かしてLGWAN等、当該団体が管理するシステムの運用改善に向けた技術的検討に参画し、自治体間の情報連携に関するシステムの標準化やセキュリティ対策の企画・調整を行うことが必要である。</p> <p>以上のことから、当該団体に都職員を派遣し、人的援助を行う。</p>
	都出資比率	—
施行期日 附 則	令和8年3月13日	

2 東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

上記1の規則改正による団体追加等を踏まえ、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容
別 表 第 一 (第9条関係)	<p>【都の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う団体の追加に伴う規定整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 別表第一（公益的法人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益財団法人東京市町村自治調査会 ・ 地方公共団体情報システム機構
施行期日 附 則	令和8年3月13日

規則改正案文一覧

～ 目次 ～

- 1 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
- 2 東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への東京都職員のパ遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月十三日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第三号

公益的法人等への東京都職員のパ遣等に関する規則の一部を改正する規則
公益的法人等への東京都職員のパ遣等に関する規則（平成十四年東京都人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「公益財団法人東京しごと財団」を

「公益財団法人東京しごと財団
公益財団法人東京市町村自治

調査会」に、「地方公共団体金融機構」を

「地方公共団体金融機構
地方公共団体情報システム機構」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都職員 の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月十三日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第四号

東京都職員 の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

東京都職員 の退職管理に関する規則（平成二十八年東京都人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「公益財団法人東京しごと財団」を

「公益財団法人東京しごと財団
公益財団法人東京市町村自治

調査会」に、「地方公共団体金融機構」を

「地方公共団体金融機構
地方公共団体情報システム機構」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則改正新旧対照表

～ 目 次 ～

- 1 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
- 2 東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

改正案	現行
<p>第一条から第三条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一（第二条関係）</p> <p>一般財団法人GovTech東京から公益財団法人東京観光財団まで（現行のとおり）</p> <p>公益財団法人東京しごと財団</p> <p>公益財団法人東京市町村自治調査会</p> <p>公益財団法人東京税務協会から全国知事会まで（現行のとおり）</p> <p>地方公共団体金融機構</p> <p>地方公共団体情報システム機構</p> <p>地方税共同機構から日本消防検定協会（現行のとおり）</p> <p>別表第二（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第三条まで（略）</p> <p>別表第一（第二条関係）</p> <p>一般財団法人GovTech東京から公益財団法人東京観光財団まで（略）</p> <p>公益財団法人東京しごと財団</p> <p>（新設）</p> <p>公益財団法人東京税務協会から全国知事会まで（略）</p> <p>地方公共団体金融機構</p> <p>（新設）</p> <p>地方税共同機構から日本消防検定協会（略）</p> <p>別表第二（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>第一条から第二十三条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一（第九条関係）</p> <p>一般財団法人GovTech東京から公益財団法人東京観光財団まで（現行のとおり）</p> <p>公益財団法人東京しごと財団</p> <p>公益財団法人東京市町村自治調査会</p> <p>公益財団法人東京税務協会から全国知事会まで（現行のとおり）</p> <p>地方公共団体金融機構</p> <p>地方公共団体情報システム機構</p> <p>地方税共同機構から日本消防検定協会（現行のとおり）</p> <p>別表第二（現行のとおり）</p> <p>別記第一号様式から第三号様式まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第二十三条まで（略）</p> <p>別表第一（第九条関係）</p> <p>一般財団法人GovTech東京から公益財団法人東京観光財団まで（略）</p> <p>公益財団法人東京しごと財団</p> <p>（新設）</p> <p>公益財団法人東京税務協会から全国知事会まで（略）</p> <p>地方公共団体金融機構</p> <p>（新設）</p> <p>地方税共同機構から日本消防検定協会（略）</p> <p>別表第二（略）</p> <p>別記第一号様式から第三号様式まで（略）</p>